

建築基準法の規定に基づく確認申請等及び建築許可等申請に係る手数料

長野県建設部建築住宅課

確認申請等手数料

建築物

床面積の合計	特例の有無	確認申請審査	確認申請審査に加算			中間検査	完了検査													
			省エネ仕様基準審査		ルート2 審査		中間検査あり	中間検査なし												
			一戸建て住宅	共同住宅等																
A ≤ 30㎡	有	¥6,000	A < 200㎡ ¥14,000	A < 300㎡ ¥30,000	¥140,000	¥15,000	¥13,000	¥13,000												
	無	¥10,000						¥15,000												
30㎡ < A ≤ 100㎡	有	¥11,000				200㎡ ≤ A ¥15,000	300㎡ ≤ A < 2000㎡ ¥52,000	¥190,000	¥18,000	¥20,000	¥15,000									
	無	¥16,000									¥21,000									
100㎡ < A ≤ 200㎡	有	¥16,000							2000㎡ ≤ A < 5000㎡ ¥97,000	5000㎡ ≤ A ¥150,000	¥230,000	¥24,000	¥26,000	¥20,000						
	無	¥27,000												¥26,000						
200㎡ < A ≤ 500㎡	有	¥27,000										5000㎡ < A ≤ 10000㎡		¥300,000	¥32,000	¥38,000	¥26,000			
	無	¥51,000															¥38,000			
500㎡ < A ≤ 1000㎡	有	¥43,000													10000㎡ < A ≤ 50000㎡		¥570,000	¥51,000	¥62,000	¥44,000
	無	¥67,000																		¥64,000
1000㎡ < A ≤ 2000㎡		¥99,000	50000㎡ < A															¥72,000	¥87,000	¥91,000
2000㎡ < A ≤ 10000㎡		¥210,000																		¥150,000
10000㎡ < A ≤ 50000㎡		¥350,000				¥300,000	¥240,000	¥270,000										¥280,000		
50000㎡ < A		¥620,000				¥570,000	¥510,000	¥550,000										¥570,000		

※ 計画変更、移転、大規模の修繕・模様替、用途変更の場合は、当該部分の床面積の1/2(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)を手数料の算定床面積とする。

建築設備

区分	確認申請審査	計画変更	完了検査
下記以外(エレベーター等)	¥12,000	¥9,000	¥19,000
小荷物専用昇降機	¥9,000	¥5,000	¥11,000

工作物

区分	確認申請審査	計画変更	完了検査
工作物	¥12,000	¥7,000	¥14,000

建築許可等申請手数料

仮使用認定(法第7条の6関係)	¥120,000	道路位置指定(法第42条第1項第5号)	¥50,000	
法第47条ただし書の建築許可	¥160,000	道路内における建築認定(法第44条第1項第3号)	¥28,000	
法第48条ただし書の建築等許可	第16項第1号の場合	¥170,000	建ぺい率制限の適用除外許可(法第53条)	¥34,000
	上記以外の場合	¥180,000	建築物の高さの特例認定(法第55条第2項)	¥28,000
仮設興行場等の建築許可(法第85条関係、第87条の3関係)	第6項 許可期間1月以内	¥61,000	一団地の建築物の特例認定(法第86条第1項) 2を超える建築物の数につき	¥80,000
	第6項 許可期間1月超え	¥120,000		¥28,000
	第7項 許可期間1年超え	¥160,000	連担建築物の特例認定(法第86条第2項) 1を超える建築物の数につき	¥80,000
法第43条第2項第1号の認定	¥28,000			¥28,000
法第43条第2項第2号の許可	¥34,000	一敷地内以外の建築物の建築認定(法第86条の2第1項)		¥80,000
公衆便所等の道路内建築許可(法第44条第1項第2号)	¥34,000		1を超える建築物の数につき	¥28,000
法第57条第1項による認定	¥28,000	複数建築物の許認可の取り消し(法第86条の5第1項)		¥6,500
適用除外認定(法第68条の3関係)	¥28,000		現に存する建築物の数につき	¥12,000
建築物の各部分の高さの許可(法第68条の3第4項)	¥160,000	法86条の6第2項による適用除外認定		¥28,000
容積率制限の適用除外認定(法第68条の4第1項)	¥28,000	法第86条の8第1項、第87条の2第1項による全体計画認定	法第6条第1項第4号建築物	¥28,000
適用除外認定(法第68条の5の5関係)	¥28,000		上記以外	¥120,000

その他の手数料

建築確認申請台帳記載事項証明	¥400
----------------	------